

# 「市民とのパートナーシップまちづくり」

中央大学法学部教授

辻山 幸宣 先生



## 自己紹介文

1947年北海道生まれ。中央大学大学院をひとの2倍かかって修了。民間の研究機関に20年間つとめたのち、中央大学の教員に。当時日本でたった一つであった「地方政府論」を担当する。

高幡不動の飲み屋で深夜におよぶ学生との議論が趣味だが、最近身体が弱って酒量が減った。高校2年のときに日本舞踊藤間流の名取になり、舞踊家をめざしていた時期もあった。

地方分権のための一括法が2000年4月から施行された。各地の自治体はこのたびの分権改革を具体化するためにさまざまな試みを行っている。自治体の憲法ともいべき「自治基本条例」の制定をめざしている自治体もある。また、市民に対する説明責任を果たし、効率的な行政を実現するための事業評価・施策評価に着手したところもある。このように、地方分権は市民と行政の間に新しい関係を築き上げることを通じて実現されるものである。その関係は市民と行政との「協働」あるいは「パートナーシップ」ということばで表現されている。ボランティアやワーカーズコレクティブ、さまざまな分野で活動するNPO(非営利民間団体)が、それまで行政が担ってきた公共サービスを担当するようになった。それは地域の中で自分らしく生きることをめざす人々が増えてきた証しである。このような「市民」の登場は、行政による一方的な決定や執行から、「納得づくの行政」への転換をうながすことになった。全体として、どのような領域でどんな人々が協働しているかを明らかにし、公共政策がじつはこの協働によってしか実現しないことを表現する。そのなかで、行政が背負うことになる対市民責任(説明、応答、参加、支援)をあげ、その責任を果たしていくためにどう変わらなければならないかを考える。一方で市民もまた行政への依存、行政に対する無関心から脱して、いかにして「自治責任」を担っていけるのかを考える。

2000年4月1日、地方分権一括法が施行された。

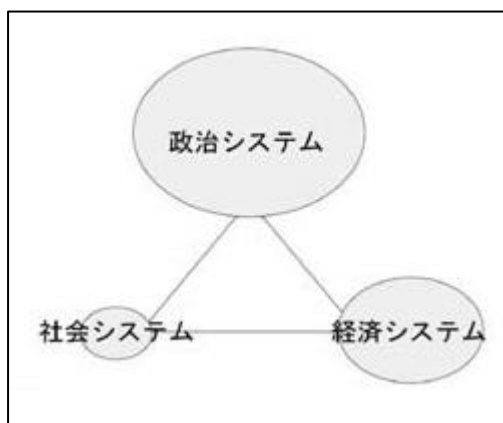
475本に及ぶ法律を一括して改正し、それまで中央集権的であった仕組みを改め、地方分権型のシステムに移行したのである。

いま、市民がさまざまな地域活動に取り組む姿が増えてきた。ボランティアや計画づくり、環境を守る運動など、その領域はますます広がっている。このような変化は私たち市民一人ひとりに課題を投げかけていることだけでなく、自治体行政の進め方にも転換を求めている。

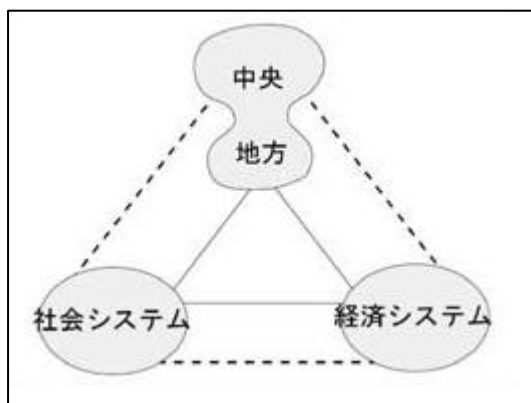
### 地方分権型のシステムによって、何が一番変わるのか

地域のことはそれぞれの地域で責任をもって運営していくという事である。政府は1995年に地方分権推進委員会を設置し、5年がかりでこの改革を実現した。

### なぜそのような改革が行われたのか



一国というのは3つのシステムによって成り立っているが、戦後日本はとりわけ政治行政部門が大きな力を持ってきたと言える。経済や社会の分野はいずれも政治行政に依存しながら、その力を蓄え経済大国とか生活大国とか言われるまでになった。しかし、これだけ大きな役割を果たすため、政治行政部門が肥大化してしまい、それを維持していくのが困難になってきたのである。



よって3つのバランスを良くすることが必要である。経済分野には規制緩和という手法で政府の役割を軽減することが実施に移された。もうひとつが社会システムの役割を大きくすることで、社会システムというのは人々がお互いに暮らし合う仕組みの事であるから、この力の再生は中央政府では出来ないのである。そこで、政府部門を砂時計のように、あるいは瓢箪型とも言うような形で、地方に役割を移すことが必要になったわけである。つまり地方分権というのは、行政

がなにもかも担ってきた仕組みを改めて、そこに住んでいる市民も含めた地域全体でまちづくりをしていくということである。だから、そのような地域づくりやまちづくりは、市民の活発な活動があってこそ、はじめて可能になるということでもある。

様々な市民活動は、行政や政治のあり方にもいろいろな課題を投げかけることになる

今後、自治体にはどのようなことが期待されるのか

(図-3)

**行政の課題**

- 市民団体を行政の下請け的に扱わない
- 市民との応答関係を大切に
- 市民活動との競合を避ける

まず第1に、これまでのように活動する市民団体を行政の下請的に扱わないことが大切である。市民は自発的に社会との関わりのなかで役割を果たそうとしているのだから、これを支援するという姿勢が重要なのである。

第2には、行政の仕事についての説明責任をきちりと果たしていくということ。そのためには情報公開の制度を充実することや、パブリックコメントなど市民

からの意見提出機会を保障するなどの、新しい仕組みづくりが必要である。

第3として、市民活動との競合を避けることである。行政と同じサービスを市民活動で提供しはじめると、行政が競ってその仕事を取りにかかたりすることがあるが、これからは市民にできることは市民に任せるということも必要である。

市民活動への支援という点では、いま緊急に必要なのは、活動の拠点としてのサポートセンター、それから運営の資金援助かもしれない。

市民にとっての課題として

(図-4)

**市民への期待**

- 市民のかかわり方でまちの善し悪しが決まる
- 「あれも欲しい これも欲しい」の戒め
- 隣人に何をしてあげられるかを考える

自分達のまちの善し悪しは、市民自身のまちへの関わり方で決まるということを、できるだけ多くの方に知ってもらいたい。それと関連して、「あれも欲しい、これも欲しい」と自治体に要求するだけでなく、「あれか、これか」という発想を持つことが望まれる。あれも、これも実現しようと思えば必ず財政危機に陥ってしまう。そして自分の隣人に何をしてあげられるかを考える機会を持っていただきたい。よくあることで

はあるが、隣の住民のことをよく知らない。自分も隣に何かをして欲しいとは思っていないのではあるが、同時に自分が隣に何をしてあげられるかもわかっていないものである。このような暮らし方を、少しずつでも変えていくことが出来ればと望む。